

# 北海道の情報通信 2014

## *Information and Communication Technology*

I 元気な地域をつくる

II 便利なくらしをつくる

III 安心・安全な社会をつくる

 総務省 北海道総合通信局

平成27年1月1日版

# 北海道総合通信局アクションプラン2014

## —平成26年度北海道総合通信局重点施策—

## ICTで、北海道を元気に、便利に、安全に！

北海道総合通信局は、「元気な地域をつくる」「便利なくらしをつくる」「安心・安全な社会をつくる」の3つの重点の柱を掲げ、道内の経済活性化や暮らしの利便性向上に向け、9つの重点項目について重点的・計画的に取り組んでいきます。

【ICT】：情報通信技術。Information and Communication Technology

### — 目次 —

#### I 元気な地域をつくる

1. ICTによる元気な地域づくりの推進・・・・・・・・・・ 1
2. 地域活性化に向けたコンテンツの流通促進・・・・・・・・ 3
3. 地域に貢献する研究開発の推進・・・・・・・・・・ 4

#### II 便利なくらしをつくる

4. ICT利活用による豊かな生活の実現・・・・・・・・・・ 5
5. 電波利用による住みよい社会の実現・・・・・・・・・・ 6
6. 地上デジタル放送の受信環境の整備・・・・・・・・・・ 7

#### III 安心・安全な社会をつくる

7. 非常災害時における通信確保に向けた体制の充実・・・ 8
8. サイバー空間の安心・安全の確保・・・・・・・・・・ 11
9. 安心・安全な電波利用環境の保護・・・・・・・・・・ 12

# I 元気な地域をつくる

## 1 ICTによる元気な地域づくりの推進

### ● 北海道が抱える諸課題解決に向けた、ICT利活用方策の検討・展開

北海道総合通信局では、北海道が抱える諸課題の解決に向け、新たなICT利活用のアイデアを集めながら、北海道の活性化に取り組むため、道内の有識者を構成員とする「北海道地域ICT活力推進会議」を開催し、検討を行いました。

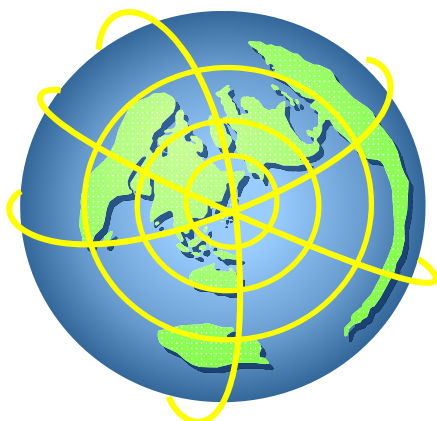
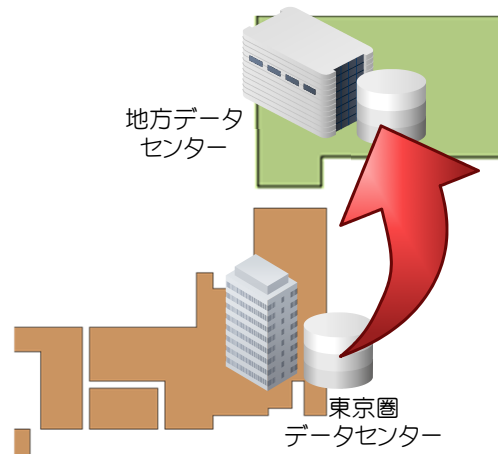
今後、検討会では地域活性化のテーマとして「食（農業・水産業）と「観光」の分野

にスポットをあて、北海道を元気にするための、ICT利活用方策を打ち出します。



### ● データセンター誘致とネットワークインフラ整備の推進

北海道の冷涼な気候風土を生かし、東京圏に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化するため、データセンターの誘致を支援します。具体的には、北海道などと協力し、「データセンター地域分散化促進税制」に関する相談業務やイベントでの周知、現地視察などを実施し、参入を希望する事業者等に対する支援を行います。



道内全域に張りめぐらされたブロードバンド網を活用し、高画質な動画の伝送やビッグデータのリアルタイムな収集・分析が可能となるよう、ネットワークインフラの更なる高速化を目指します。

また、日本のICT基盤強化、国際競争力強化の観点で、今後、北米・欧州とのネットワークインフラの整備が重要となることから、地方自治体などと情報交換を行い、国際インフラ整備に向けた基盤づくりに取り組みます。

# I 元気な地域をつくる

## ● 情報通信分野の中小・ベンチャー企業等に対する支援の推進

グローバルな競争が激化する中で、イノベーションの担い手として期待されている情報通信分野の中小・ベンチャー企業等に対する支援が求められています。

ICTベンチャーの事業化を阻害する資金、人材及び事業との間に存在するクレバスを埋めるため、ビジネスプランに対するメンタリングなどを通して、北海道地域でのICTベンチャーの担い手となりうる若手人材を発掘します。

また、メンターとの交流を目的に関係団体と連携しセミナーを開催するなど、周知啓発活動を実施します。



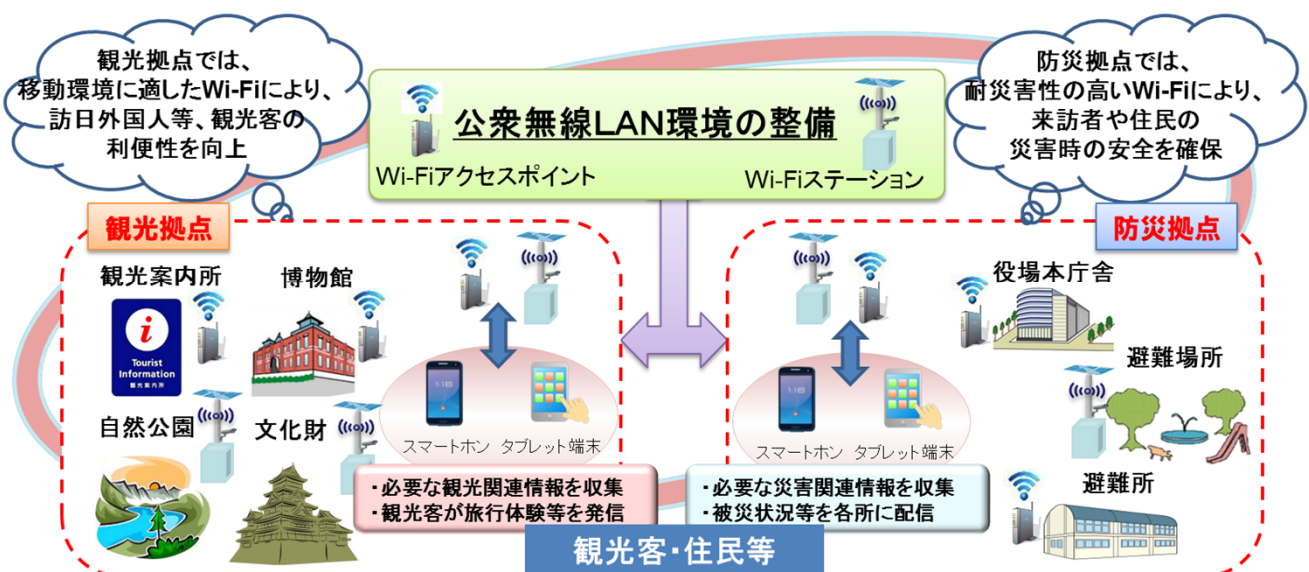
〈お問い合わせ先〉 情報通信部 電気通信事業課 011-709-2311 内線4704

## ● 「公衆無線LAN」整備の促進

北海道を訪れる観光客が地域の観光情報や地理情報を得る手段のひとつとして、公衆無線LAN（Wi-Fi）の活用が注目されています。

道内の公衆無線LANの利用状況を把握するため、地方自治体や電気通信事業者等の協力を得て、現状把握や整備を阻害する問題点や課題を分析するなど、公衆無線LAN整備の促進を図ります。

また、公衆無線LANのアクセスポイントを役場や避難所、観光地等に設置することで、災害時における情報配信拠点としての役割を果たし、観光客への利便性向上にもつながることから、地方自治体や公共機関等へ整備の働きかけを行います。





# I 元気な地域をつくる

## 2 地域活性化に向けたコンテンツの流通促進

### ● 道内の放送局やクリエイターによる放送コンテンツの海外展開強化

北海道内の放送局やクリエイターによる、映像コンテンツの海外展開を促進・支援し、世界へ向け情報発信をすることにより、映像コンテンツによる地域活性化を進めます。

平成26年度に実施した放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業では、道内から3件の事業が採択され、ASEANでの道産品販売モデル事業やモンゴルで北海道企業が展開するビジネスを放送コンテンツで支援する事業など海外での放送が行われています。

平成27年度においても異業種を含む周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築等、放送コンテンツの海外展開強化に取り組み、北海道地域の活性化に取り組みます。



コンテンツ海外展開促進施策説明会



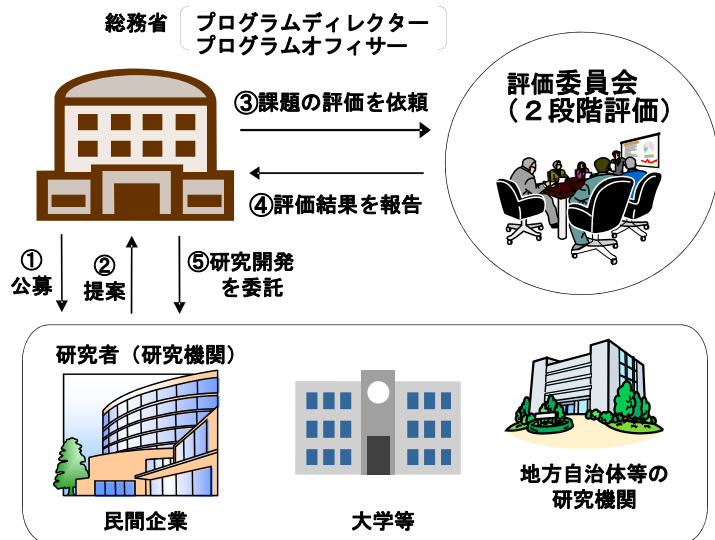
# I 元気な地域をつくる

## 3 地域に貢献する研究開発の推進

### ● 情報通信分野の研究者等に係る研究開発の推進

総務省では、情報通信技術分野の競争的資金である「戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE※）」を設け、広く研究開発課題を公募しています。

若手研究者や地元企業においては北海道の特色を生かした研究テーマにより研究開発が行われていますが、その成果が新たな技術やビジネスの創出となり、地域の活性化につながることを期待されています。今後も、北海道総合通信局は、情報通信分野の研究者等の研究開発を支援します。



※SCOPE: Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme

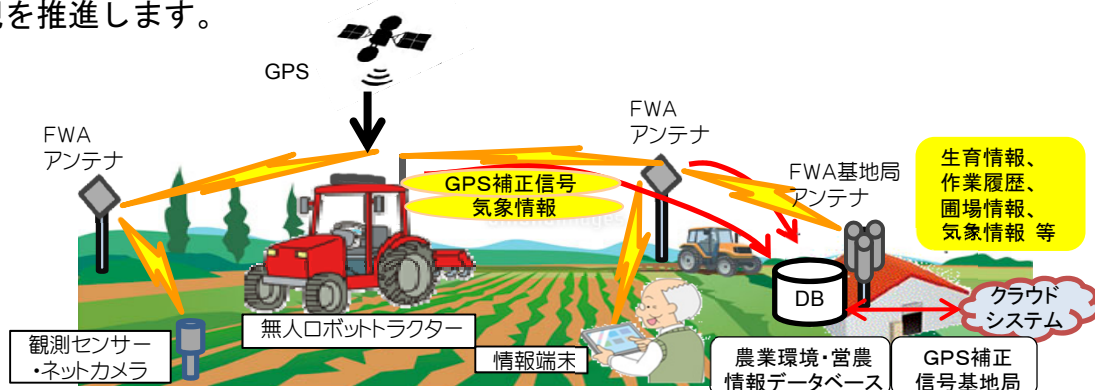
〈お問い合わせ先〉 情報通信部 電気通信事業課 011-709-2311 内線4709  
無線通信部 企画調整課 011-709-2311 内線4623

### ● 農業分野におけるICT利活用による産業高度化の推進

北海道の主要産業の一つである「農業」は、生産者の高齢化問題や国際競争力の強化など多くの課題を抱えており、農業の効率化と高度化による次世代農業の実現が重要な鍵となっています。

このような中、G空間情報（地理空間情報）の活用や、農業ロボットの開発、センサー技術による農業情報のデータ化・分析など、ICTの利活用により、生産性の向上や農作業の軽労化を図る研究が進められています。

北海道総合通信局では、ICTを活用した農業の高度化等推進に関する勉強会を開催し、検討成果に基づき農業関係者等と連携して実証実験を実施し、次世代農業の実現を推進します。



〈お問い合わせ先〉 無線通信部 企画調整課 011-709-2311 内線4623

## II 便利なくらしをつくる

### 4 ICT利活用による豊かな生活の実現

#### ● ICTを活用した新たな街づくりの推進

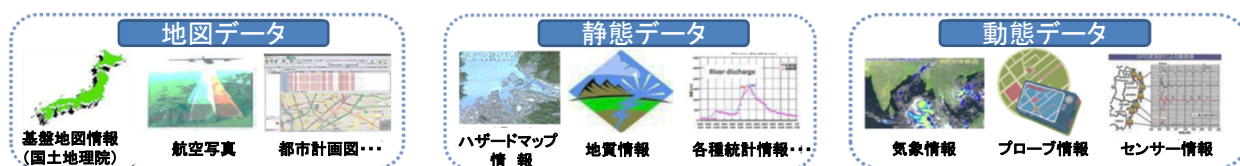
地域が抱える諸課題の解決、経済の活性化のため、センサーネットワーク、ワイヤレスネットワーク、クラウド等の最先端のICTを社会実装する新たな街づくり(ICTスマートタウン)の実現に向けて取り組んでいます。道内では、北見市をはじめ、4つの自治体がICTを活用した新たな街づくりの実証プログラムに着手しており、地域の活性化を目指しています。



#### ● 「G空間情報（地理空間情報）」の利活用の促進

G空間情報のICTによる利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図るため、G空間シティモデルの構築に向けた事業を実施しています。

北海道では、岩見沢市において、基幹産業である農業の生産性向上と地域の安心・安全対策に資するため、ネットワークロボット等を活用した実証プロジェクトを進めています。



様々なデータを活用して...

防災力や経済成長力の強化につながるイノベーションを促進する  
「G空間シティ」モデルを構築



<お問い合わせ先> 情報通信部 情報通信振興課 011-709-2311 内線4716



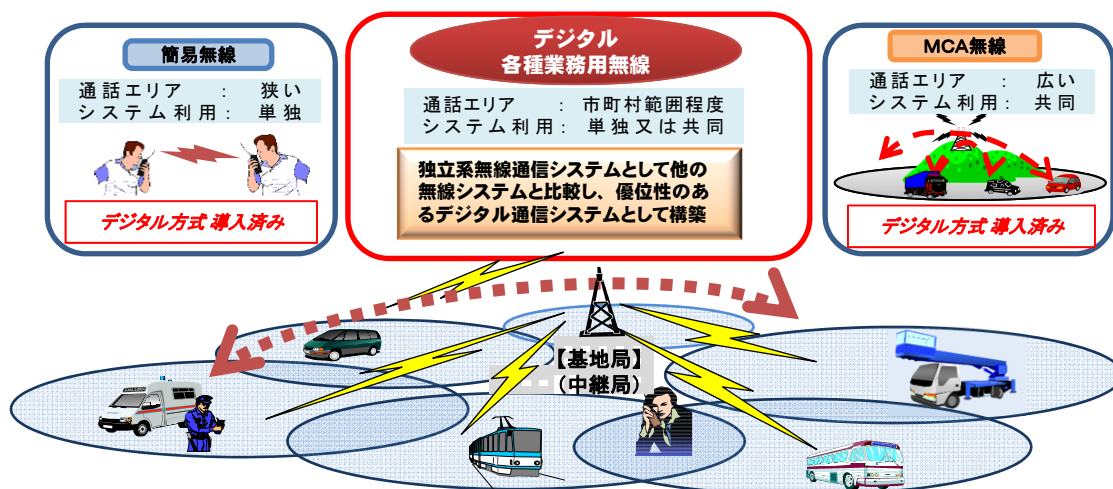
## Ⅱ 便利なくらしをつくる

### 5 電波利用による住みよい社会の実現

#### ● 地域における電波利用促進のための調査検討の実施

北海道総合通信局では、地域における電波利用促進のため、毎年、学識経験者や専門家を構成員とした調査検討会を開催しており、その成果は利活用の方策や技術基準の策定等に寄与しています。

今年度は、「業務用無線通信システムに関する調査検討会」を開催し、各種業務用無線への高機能デジタル通信方式の導入による通信形態や技術的条件等の検討を行い、通信システムの有効性について検証を行います。



#### ● 電子行政の安定化に向けた無線局電子申請の普及促進

インターネットを利用した電子申請・届出システムにより、無線局の申請などの手続きがいつでもどこからでも行うことができます。特にアマチュア無線局の場合、事前にID・パスワードを取得することで、簡単に手続きを行うことが可能です。

無線局の利用者にとって利便性の高い電子申請の利用拡大に向けた取組を進めています。



電波利用ホームページの電子申請のサイト  
<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>



アマチュア無線イベントでの電子申請の体験デモンストレーション

#### ◆ 電子申請のメリット

- いつでも申請・届出ができます。
- 申請履歴をいつでも確認できます。
- 手数料が書面申請に比べて減額されます。



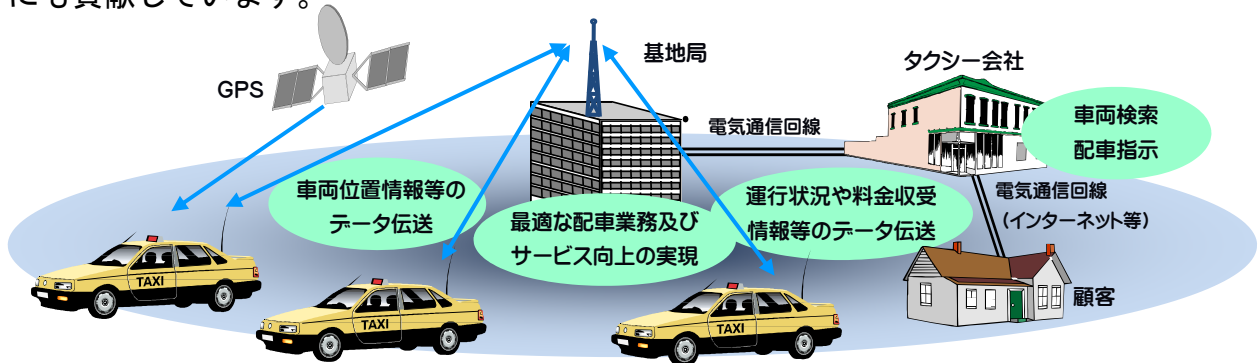
## II 便利なくらしをつくる

### ● 「タクシー無線」のデジタル化の促進

タクシー無線の高度化や需要増に伴う周波数逼迫に対応するため、平成28年5月31日を移行期限として、タクシー無線のデジタル化を促進します。

タクシー無線システムのデジタル化により、従来の音声による配車管理から電子地図データを用いたマッピングを活用したデータ通信による配車システムの利用が広がり、効率的な配車管理が可能となります。

データ通信による配車は、ドライバーの応答を待たずに配車指示を行うことができ、安全性向上につながるほか、タクシー車両内が静かになることから、顧客満足度向上にも貢献しています。



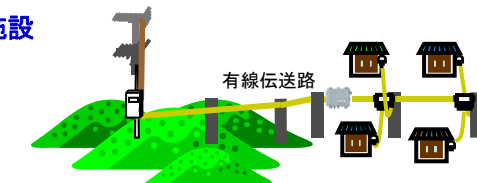
<お問い合わせ先> 無線通信部 陸上課 011-709-2311 内線4657

## 6 地上デジタル放送の受信環境の整備

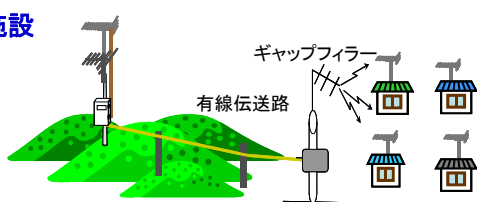
### ● 地デジ難視地域解消のための受信環境整備の対策強化

地上デジタル放送への移行に伴い、一部の地区において個別受信アンテナで受信できない状況（新たな難視）が発生しています。新たな難視世帯等については、道内自治体、テレビ放送事業者、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）など関係団体と連携し、受信環境整備及び視聴者支援の取組を行っており、これら難視地区に対しては、共聴施設新設や高性能アンテナ等による対策を実施しています。

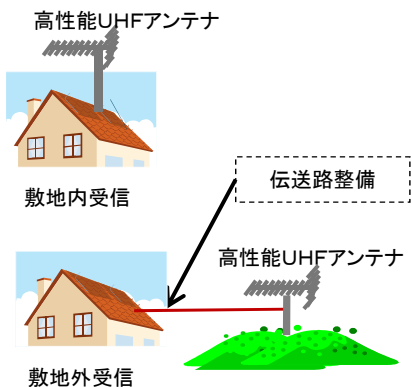
#### 有線共聴施設



#### 無線共聴施設



#### 高性能等アンテナ対策



<お問い合わせ先> 情報通信部 放送課 011-709-2311 内線4668  
情報通信部 有線放送課 011-709-2311 内線4673

### Ⅲ 安心・安全な社会をつくる

#### 7 非常災害時における通信確保に向けた体制の充実

##### ● 非常災害時等における自治体連携の充実・強化

北海道総合通信局では、非常災害時における通信手段を確保するために、地方自治体と連携した防災・減災の取組を充実します。

また、非常災害時における被災地の自治体等に対する様々な支援体制を強化します。

<主な取組>

##### ▶防災会議、防災訓練等への参画

北海道総合通信局は、北海道防災会議をはじめ、市町村の防災会議に参画し、非常災害時の情報伝達に必要な備えについて、市町村の取組を支援します。

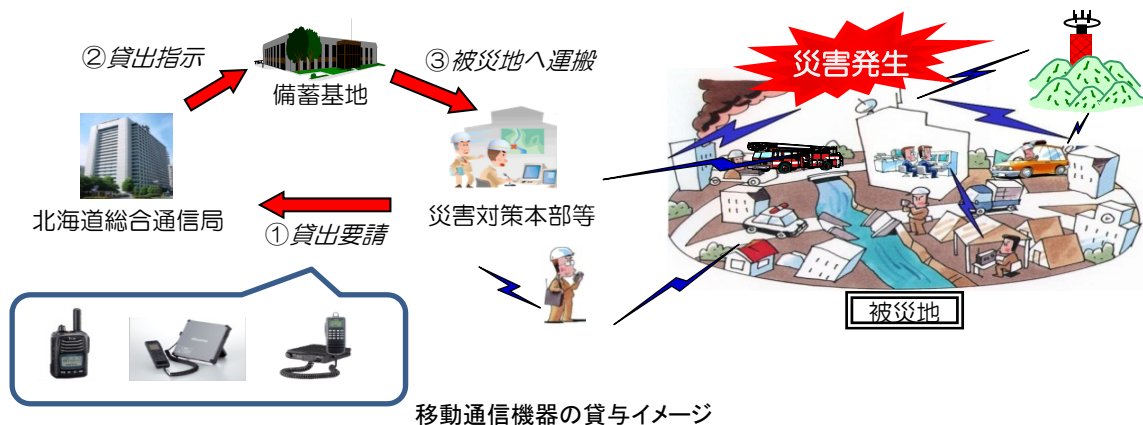
また、移動電源車の運用訓練を行うと共に、地方自治体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、非常災害時における支援の円滑化を図ります。

##### ▶情報収集・伝達に使用する支援機材の貸出し

北海道総合通信局では、災害対策用として以下の支援機材を配備しており、災害発生時には自治体及び災害復旧関係者に貸与します。



○移動通信機器	非常災害時における通信手段を確保
○臨時災害放送局用機器	地域住民等へ災害情報を確実に提供
○移動電源車	非常災害時における通信・放送設備等への電源供給



##### ▶防災ポータルサイトによる情報提供

##### ■北海道総合通信局の「防災ポータルサイト」

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/bousai-portalsite.html>

<お問い合わせ先> 防災対策推進室 011-747-6451 直通

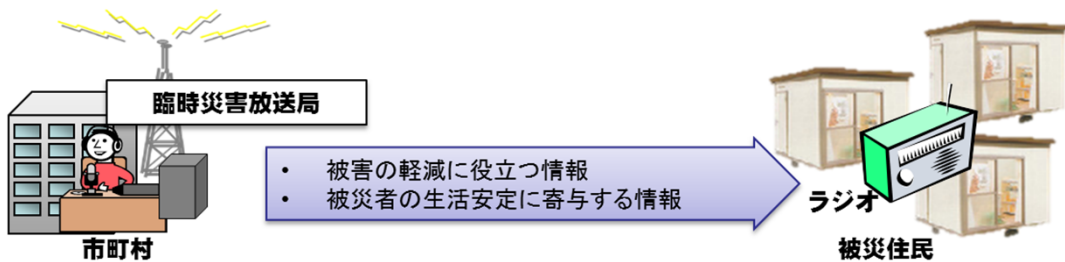
### Ⅲ 安心・安全な社会をつくる

#### ● 災害放送実施体制の強化

東日本大震災では、放送設備の被災により、被災情報・避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報（災害放送）が伝達されないという事態が一部に発生しました。

大規模災害時において、災害放送を地域住民等に確実に提供するため、総合通信局に配備された「臨時災害放送局用機器」を被災地へ貸し出します。（8ページ参照）

また、臨時災害放送局用機器を使用した防災訓練を実施するなど、自治体や地元のコミュニティ放送局等との協力体制を強化します。

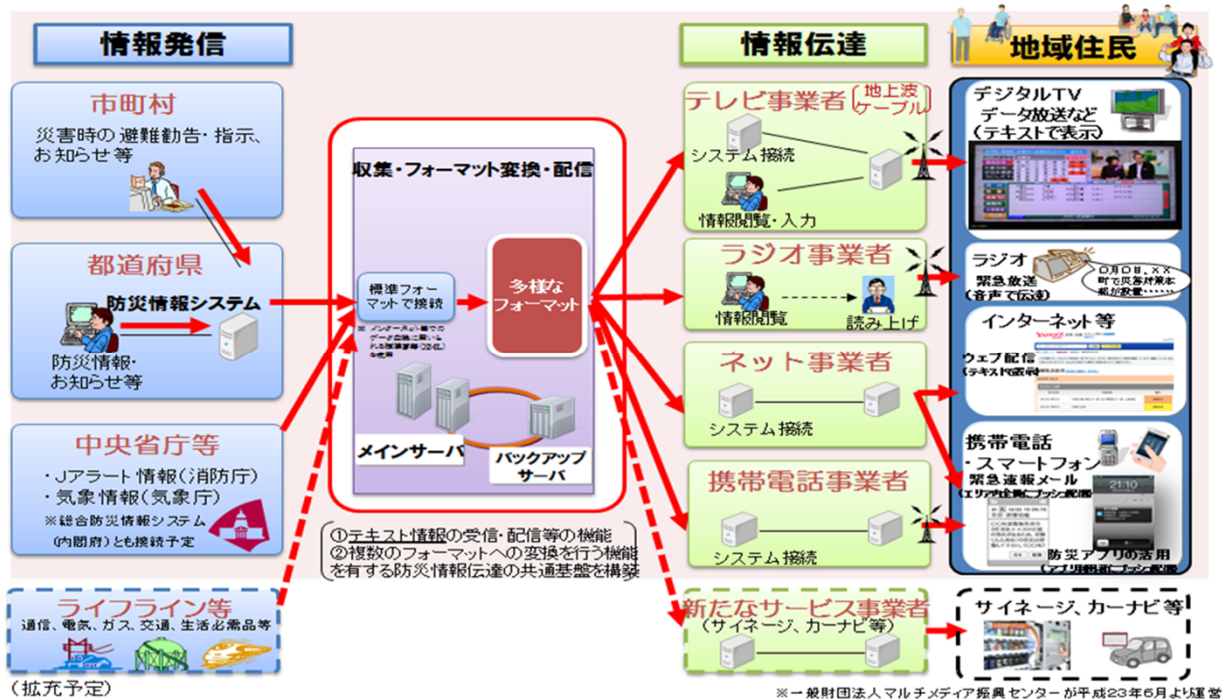


<お問い合わせ先> 情報通信部 放送課 011-709-2311 内線4664

#### ● 地域の安心・安全を支える「Lアラート(災害情報共有システム)」の普及促進

「Lアラート(※)」は、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報をテレビ、ラジオ、携帯電話などの様々なメディアを通じて、迅速かつ正確に伝えることを目的とした情報基盤です。

北海道総合通信局では、地方自治体、放送事業者、電気通信事業者等に参画の協力要請を行い、北海道において、平成26年7月23日から運用が開始されました。



※平成26年8月1日より「公共情報コモンズ」から名称変更しました。

<お問い合わせ先> 防災対策推進室 011-747-6451 直通



### Ⅲ 安心・安全な社会をつくる

#### ● 消防・救急無線及び防災行政無線に係るデジタル化の推進と整備促進

消防・救急無線は、デジタル化により利用可能な無線チャンネルを増やすことができ、音声の他に文字情報や位置情報の機能を付加することにより、視覚による確実な確認と情報伝達が確保できます。消防本部の無線局整備計画に対しアドバイスをを行うなど、消防・救急無線のデジタル化の推進を図っていきます。



デジタル消防・救急無線設備

市町村防災行政無線は、同報系（主に住民への情報伝達）と移動系（自治体における情報の収集・連絡）があり、地域の実情に合ったシステムを選択することが重要です。また、デジタル化により多彩な機能を付加することで迅速・確実な情報伝達が可能となります。自治体に対しては、情報提供や助言を行い、当該システムのデジタル化の整備促進を図っていきます。



デジタル防災行政無線設備

＜お問い合わせ先＞ 無線通信部 陸上課 011-709-2311 内線4654

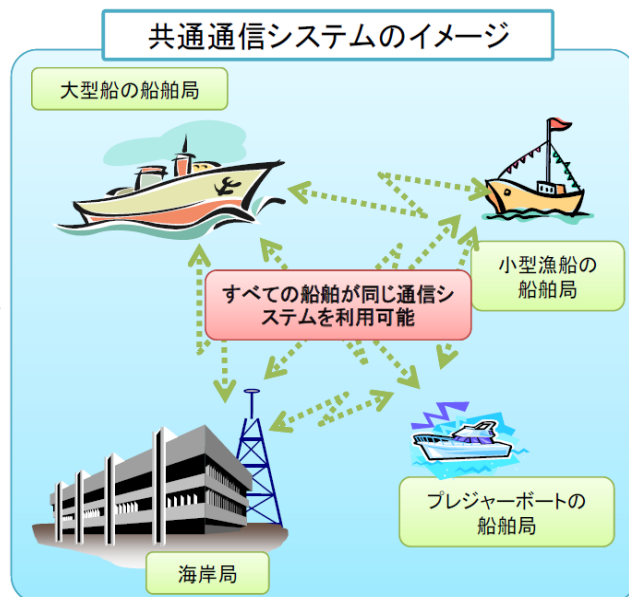
#### ● 海難防止に有効な「船舶共通通信システム」等の普及促進

船舶無線は、船舶の規模や用途によって使用される機器が異なるため、大型船と漁船が接近した場合、衝突事故回避の連絡が取れないなどの課題がありました。

そのため、全ての船舶が相互に通信できる「船舶共通通信システム（国際VHF）」を普及させることが急務となっています。

併せて、船名・位

置・速度などの情報を周囲の船舶や海岸局に自動送信する「簡易型AIS（船舶自動識別装置）」の導入により、船舶航行の安全性の向上が期待できることから、これらのシステムの普及促進に努めています。



#### AISのイメージ

●AISを搭載していない場合



レーダーでは他船が確認できない場合があります。



●AISを搭載した場合  
(他船もAISを搭載している場合)



レーダーでは映らなかった他船の動静を確認することができます。

＜お問い合わせ先＞ 無線通信部 航空海上課 011-709-2311 内線4635



# Ⅲ 安心・安全な社会をつくる

## 8 サイバー空間の安心・安全の確保

### ● 電気通信分野のサービスにおける消費者保護の推進

消費者本位の立場から、消費者が電気通信サービスの一層の利便性を理解し、安心・安全に利用できる環境づくりに向けて、消費生活センター、消費者団体、電気通信事業者、学識経験者が参画した「北海道電気通信消費者支援連絡会」を充実させていくとともに、消費者からの相談対応についても関係団体と情報共有・連携を図っていきます。

### ● 子供や青少年を対象とした情報リテラシー向上活動の充実

インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、子どもたちを含む利用者がトラブルに巻き込まれることを防ぐために、保護者、教職員、子どもたちを主な対象とした「e-ネット安心講座（e-ネットキャラバン）」の周知・広報や、特に高校生における



**e-ネットキャラバン**

スマートフォンが著しい状況を踏まえ、高校生を対象とした重点的な周知啓発活動を実施し、電気通信分野のサービスの安心・安全な利用環境を維持します。

また、今年から新学期シーズンを捕らえ「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係府省庁・関係事業者等と協力した取組を行っています。

**お様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること**

**1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。**

インターネットは、世界中の人とつながる便利なツールですが、一方で、詐欺や盗難、悪質な広告や悪意のあるサイト、有害なコンテンツなど、さまざまな危険が潜んでいます。保護者がお子様のインターネット利用を適切にサポートし、安全な利用環境を整えることが大切です。

**保護者ができる3つのポイント**

- (1) 適切なインターネット利用を指導する
- (2) 適切なフィルタリングを設定する
- (3) フィルタリングも活用する

**2 お様がどんな使い方をしているかご存知ですか？**

お子様のインターネット利用状況を把握し、適切なサポートを行うことが重要です。利用するデバイスやアプリ、利用する時間帯や場所、利用目的などを確認しましょう。

**3 ネットセキュリティの対策**

ウイルス対策ソフトやセキュリティソフトの導入、パスワードの適切な管理、個人情報の取り扱いなど、基本的なセキュリティ対策を実施しましょう。

#### ▶パンフレット

「お様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000278850.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000278850.pdf)

### ● 情報セキュリティに関する普及啓発の強化

毎年、2月の情報セキュリティ月間に合わせ、自治体や企業一般を対象とした「情報セキュリティセミナー」を開催し、サイバー犯罪の実態や最新のセキュリティ対策等について情報提供を行い、広く周知活動を行っています。

また、毎年、電気通信事業者に対する「個人情報保護セミナー」を開催し、事業者による適切な顧客情報の管理の徹底や個人情報の流出・漏えい防止のための対策などについて、周知を行っています。



## Ⅲ 安心・安全な社会をつくる

### 9 安心・安全な電波利用環境の保護

#### ● 電波利用環境保護に関する 周知・啓発活動の充実

良好な電波利用環境を維持するため、ポスターの掲示、リーフレットの配布、公共交通広告、道内の官公庁・関係団体への広報誌の掲載依頼等により電波のルールについての周知啓発活動を行っています。

また、公共工事や除排雪、ビート輸送及び除排雪の運送請負業者が集まる会合等の場に当局職員を派遣し、電波法令遵守に関する周知と協力要請を行っています。

#### ● 違法無線局に対する厳正な措置、 電波監視の強化

特に周波数を複数の免許人が共用して使用する、「業務用無線」「簡易無線」「アマチュア無線」等については集中的に電波監視を行っており、運用ルールを守らない無線局に対しては、電波規正用無線による規正の通信を行ったり、運用者や所属の会社に対し文書による指導を行っています。

さらに、悪質な違法無線局に対しては、電波法に基づき、運用停止命令等の厳格な措置を行っています。

#### ● 重要無線通信妨害の排除に向けた迅速・的確な対策の強化

北海道総合通信局では、社会的に重要性の高い無線通信を「重要無線通信」として扱い、妨害が発生した場合は迅速に調査を実施し、妨害を解消しています。

重要無線通信には、警察、消防、救急、防災、海上保安、航空交通管制、放送事業、電気通信事業（携帯電話等）、電気事業などがあります。



平成26年度電波利用環境保護活動用ポスター

消火活動や救命業務ができない!  
(消防・救急用無線への妨害)

携帯電話が使えない!  
(携帯電話システムへの妨害)





総務部	総務課	局の所掌事務に関する総合調整、庶務	内線 4604
		文書管理、非常災害時の情報の取りまとめ	内線 4617
		人事、共済組合、職員の福利厚生	内線 4607
	企画広報室	総合的施策の企画立案、局内の情報セキュリティ対策	内線 4685
		広報、情報公開、個人情報保護、閲覧窓口	内線 4686
	財務課	局の予算の執行、経理	内線 4608
		資材、財産の管理	内線 4609
		電波利用料の徴収	内線 4628
		電波利用料の徴収(滞納関係)	内線 4627
	信書便監理官	信書便事業に関する許認可、参入支援	内線 4684


総合通信相談所	情報通信行政に関する相談業務	011-709-3550(直通)
---------	----------------	------------------

防災対策推進室	ICTを活用した自治体向け防災・減災のための対策の推進	011-747-6451(直通)
---------	-----------------------------	------------------

情報通信部	電気通信事業課	ICT分野の産学官連携の促進	内線 4704
		電気通信事業者の登録・届出、電気通信主任技術者・工事担任者に関する事務	内線 4705
		ICT分野の研究開発促進	内線 4709
		電気通信サービスに関する消費者保護対策	内線 4706
	情報通信振興課	情報通信による地域振興	内線 4716
		地域における情報通信施設整備を支援	内線 4714
		情報化の普及啓発	内線 4715
		地域におけるICT利活用・コンテンツ流通の促進	内線 4718
	放送課	ラジオ放送局の許認可	内線 4664
		テレビ放送局の許認可	内線 4665
		地デジの受信対策・相談業務等の取組	内線 4667
		テレビ・ラジオに関する放送受信障害対策	内線 4663
	有線放送課	ケーブルテレビ放送の登録・届出、テレビ共聴設備の届出	内線 4674
有線ラジオ放送の届出、辺地共聴施設の地デジ対応への支援		内線 4675	

無線通信部	企画調整課	電波利用の促進、周波数管理、調査検討会	内線 4624
		電波の利用状況調査、無線局等の電子申請の普及促進	内線 4625
	航空海上課	航空関係無線局の許認可	内線 4634
		海上関係無線局の許認可	内線 4635
		無線従事者の免許、養成課程の認可	内線 4615
	陸上課	陸上関係無線局の許認可(国)、電波伝搬障害の防止	内線 4644
		陸上関係無線局の許認可(電気通信事業者)	内線 4645
		陸上関係無線局の許認可(自治体、ガス、新聞)、防災行政無線の整備促進	内線 4654
		陸上関係無線局の許認可(アマチュア無線、電気)	内線 4655
		陸上関係無線局の許認可(簡易無線、MCA無線)	内線 4656
		陸上関係無線局の許認可(タクシー、ハイヤー、バス、鉄道、業務用無線)	内線 4657

電波監理部	電波利用環境課	登録検査等事業者の登録等、電波利用環境保護に関する周知啓発	内線 4744
		高周波利用設備の許可等、電波の安全性に関する説明会の開催	内線 4745
	監視課	無線局の運用等の監査、指導等電波の監視(VHF帯)	内線 4725
		無線局の運用等の監査、指導等電波の監視(UHF帯)	内線 4726
	調査課	電波監視システムの整備	内線 4734
		電波の発射状況調査	内線 4735
		不法無線局の探査・調査	内線 4736
		重要無線通信などに対する混信妨害源調査	内線 4737

<p>ご相談窓口はこちら</p> <p>※電話の受付は、土、日、祝日、 年末年始(12/29~1/3)を除く 8:30~12:00、13:00~17:00 です。</p> 	電波利用料に関するお問い合わせ	011-709-6000(直通)
	電気通信サービス・消費者相談	011-709-3956(直通)
	テレビ・ラジオの受信障害	011-737-0033(直通)
	無線局の混信妨害・不要電波障害	011-737-0099(直通)
	情報通信行政全般に関すること	011-709-3550(直通)

# 北海道の情報通信2014

平成27年1月1日

編集・発行

総務省 北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1

札幌第1合同庁舎内

TEL : 011-709-2311 (内線4686)

FAX : 011-709-2481

ホームページ <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

Facebook <http://www.facebook.com/08hokkaidoBt>

Twitter <http://twitter.com/08hokkaidoBt>

